

目黒区立緑ヶ丘小学校PTA慶弔内規

- 第 1 条 目黒区立緑ヶ丘小学校PTA慶弔内規を次のとおり定める。
1. 教職員が結婚した場合は、金3,000円を呈する。
 2. 教職員及びその配偶者出産の場合は、金3,000円を呈する。
 3. 教職員死亡の場合は、金5,000円、その配偶者、子、父母の死亡した場合は、弔慰金として3,000円を呈する。
 4. 保護者及びその配偶者、子（本校在学児）の死亡した場合は、弔慰金として5,000円を呈する。
- 第 2 条 本校教職員、児童で、病気傷害（但し入院1か月以上）及び不測の災害を受けた場合に対しては、見舞金3,000円及び500円相当の物品を呈する。
- 第 3 条 会員の火災又は教職員の業務上の事故等、災厄に遭遇したときは、運営部会、実行委員会の議を経て、その事情に応じて見舞金を呈することができる。但し金3,000円までとする。
- 第 4 条 本内規による慶弔金を受けた場合は、返礼を行わない。

内規改正年月日 昭和61年4月28日
令和5年1月21日